

令和3年7月5日開催

箕輪町農業委員会第5回総会

会 議 録

1 開催日時 令和3年7月5日(月) 午後3時30分から午後4時15分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

| | | |
|------|------|-------|
| 会長 | | 鈴木 健二 |
| 会長代理 | 議席1番 | 春日 初 |
| 委員 | 2番 | 金澤 博 |
| | 3番 | 倉田 孝子 |
| | 4番 | 唐澤 金実 |
| | 5番 | 唐澤 稔 |
| | 6番 | 藤田 久一 |
| | 7番 | 櫻井 克成 |
| | 8番 | 井口 雅文 |
| | 9番 | 藤森 英雄 |
| | 10番 | 原 美鈴 |
| | 11番 | 赤沼 好秋 |
| | 12番 | 唐澤 健二 |
| | 13番 | 小林 正俊 |
| | 14番 | 鈴木 健二 |
| | 15番 | 大槻 憲治 |
| | 16番 | 関 幹子 |
| | 17番 | 唐澤 俊秀 |
| | 18番 | 小野健一朗 |
| | 19番 | 小松 孝寿 |
| | 20番 | 唐澤 由寛 |
| | 21番 | 藤澤 昭二 |
| | 22番 | 上田 千志 |

4 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 高橋 英人 |
| 事務局次長 | 唐澤 智大 |
| 事務局 | 清水 益夫 |

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 議案第6号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第10 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について
- 日程第11 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

局長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 第5回の総会です。先ほどは県会議の篠原部長の講習がありました。
引き続きご協力をお願いします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願
いいたします。

議長 ただいまから第5回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人であり
ます。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の
総会は成立いたします。
ここで、6月の経過報告をいたします。

事務局 第4回総会を6月7日月曜日に開催しました。農地法第3条の案件4件、農地

法第4条の案件1件、農地法第5条の案件4件については、総会后8日付けで許可書を交付しました。

総会后、県農業会議から農業委員会だより特別賞の表彰伝達がありました。

6月8日火曜日 11時12分頃から令和3年6月箕輪町議会定例会 一般質問答弁に会長が議会出席し答弁を行いました。

6月9日水曜日 午後2時～3時30分 伊那合同庁舎において上伊那農業委員会協議会市町村会長会へ鈴木会長が出席しました。

6月10日木曜日 午後1時30分～3時 現地、役場203会議室において農地移動適正化あっせん会議が開催され金澤農地部長、小松委員が対応しました。

6月11日金曜日 13時～16時15分 ZOOM会議で農業委員会会長・事務局長合同会議が開催され鈴木会長と唐澤事務局次長が参加しました。

転作現地確を6月15日～6月21日の5日間 全委員の出席で行いました。

箕輪町営農支援センター総会・箕輪町農業再生協議会総会が6月22日火曜日午後3時30分からみのわパレス（JA上伊那箕輪町支所）で開催されました。

農地部会を6月24日木曜日 午後7時～午後8時30分 202会議室で開催しました。12人参加し農業後継者問題について協議しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

9番 藤森 英雄 委員 10番 原 美鈴 委員

の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪〇〇番 地目は「畑」面積〇〇㎡です。

農振地域内となります。売買価格は、坪〇〇円です。

譲受人は伊那市狐島の〇〇株式会社です。伊那市農業委員会へも確認しましたが、令和2年2月に設立の農地所有適格法人です。耕作証明書によると田〇〇㎡、畑〇〇㎡の自作地を持っています。所有する畑では野菜とユウカリを作っています。

譲渡人は〇〇氏成年後見人である〇〇後見人です。〇〇氏は施設入所しており、後見人による〇〇との農地の売買を行います。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
売買価格は、坪〇〇円です。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」面積〇〇㎡です。
譲渡人は現在、千葉県四街道市に住む〇〇氏です。
譲受人は〇〇氏です。現在の耕作面積は〇〇アールです。
農業経営の拡充のため、売買による所有権移転を行います。売買後は野菜を作る
予定です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、原美鈴委員。

原委員 原です。事務局の説明のとおりで問題ありません。

議 長 2番案件、藤森英雄委員。

藤森委員 申請者から説明がありました。問題ないと思われます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について 説明をいたします。

1番目の案件です。駐車場に伴う申請になります。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡。

申請人は、〇〇氏です。

申請人は埼玉県越谷市に住んでおり、代わりの耕作者もない状態です。

当該地を駐車場として整備し、自己のための駐車場及び〇〇医院専用駐車場としたいと考えています。

農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1 番案件、原美鈴委員。

原委員 原です。事務局の説明のとおりで特に問題ありません。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。
(質問・意見なし)
質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1 番目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設としての申請です。
土地の所在は、東箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」 面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は長野県中野市の〇〇氏です。太陽光発電にて中電に電力の供給をし、収入
を得て資産の運用をし、電力需要に貢献したいと考えています。

位置図の10ページ以降に設計図等、15ページ以降に候補地の選定理由を載せ

ています。発電効率の良い箕輪町で発電事業を行いたいとのことです。
譲渡人は〇〇氏で農業経営の縮小を図りたいと考え、当該土地を所有権移転
するものです。

地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で、第2種農地に該当。
長年の荒廃地であり、近隣住民の理解も得られており転用やむなしと判断します。

2番目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設としての申請です。
土地の所在は、東箕輪〇〇番 地目は「畑」 面積〇〇㎡
東箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」 面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は上田市の太陽光発電事業者 株式会社〇〇です。

太陽光発電にて中電に電力の供給をし、収入を得て会社の運営をし、電力需要に
貢献したいと考えています。

位置図の19ページ以降に設計図等、26ページ以降に候補地の選定理由を載せ
ています。発電効率の良い箕輪町で発電事業を行いたいとのことです。

譲渡人は、東箕輪〇〇番は〇〇氏、東箕輪〇〇番〇〇は〇〇氏です。農業経営の
縮小を図りたいと考え、当該土地を所有権移転するものです。

地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で、第2種農地に該当。
こちらも長年の荒廃地であり、近隣住民の理解も得られており、転用やむなしと
判断します。

伊那建設事務所に確認したところ、両方の土地とも砂防指定地域の範囲内ではな
いとのことでした。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番、2番案件とも私、鈴木から説明します。

長年の荒廃地であり、近隣住民の理解も得られており、転用やむなしと判断しま
す。

これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして日程第5議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

9ページは、総括表となります。

田1002㎡ 畑 53062㎡ 計54064㎡ であります。

10ページから11ページは、借り手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和3年7月7日から令和13年12月31日までの10年間となります。

12ページから15ページは、貸し手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思っております。

議案第4号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第6議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条 の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について明いたします。

17ページは、総括表となります。

田 3718㎡、畑 26240㎡ 計 29958㎡

18ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。
(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 議案第6号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について説明します。

農地パトロールで荒廃地と判断された土地で、農業振興地域外の農地で、山林化
や、原野化している農地で、所有者が非農地としての判断に承諾いただいている
農地について、非農地の判断を行うものとなります。

田9筆 1485㎡、畑7筆 4853㎡ 計16筆 6338㎡となります。
本日ご審議いただき非農地がきまった段階で、該当者から申請をいただき、地目
変更登記を行います。該当する委員の方へは後日申請書等作成しまして、該当者
の方へ書類配布をいただくなどご協力をお願いします。詳しくは該当する委員の
方へ書類等ができたところで直接説明をさせていただきます。

今回の申請につきましては、事務局で地目変更登記を実施しますが、本来は、所
有者又は有資格者でないとできない案件となります。

申請は、まとまった段階で行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

また、町部局、県、町税務部局へ通知します。

議案第6号 耕作放棄地の農地・非農地の判断についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

唐澤稔委員 この一覧表だけでは具体的な場所がわからない。

小林正俊委員 一覧の中に西部土地改良区の決済金が必要な農地があるのではないか。

議 長 ご意見があり、議案第6号に関しては次回へ持ち越しとします。

続きまして、日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
報告の1ページ～をご覧ください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。8件 解約の届出がありました。
次期耕作者が決まっている方が、8件となっております。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。
続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。
報告の5ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
全部で11件ございました。
報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。
続きまして、日程第10 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について説明します。
農地法施行規則第29条に農地転用許可不要と認められている事業者による届出となります。
議案書の最後に総務省の電気通信事業認定通知書と、全部認定書の写しを付けてありますが、こちらの認定をいただいた事業者が行う携帯基地局設置については、農地転用許可が不要となっております。
9ページをお開きください。
今回の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」 面積は、〇〇㎡の内〇〇㎡
資料は1ページとなります。
携帯電話の基地局設置について話があり、本届の提出を許可申請に代わり提出いただいたものになります。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。
続きまして、日程第11 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。
公社への売買ですが、20ページのとおりとなっております。
公社から個人への案件は今回はありません。

報告第4号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 報告第4号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

9 番

10 番
